

令和6年7月2日

## 報道発表

浜松市 産業部  
観光・シティプロモーション課観光政策グループ  
TEL : 053-457-2295



浜松市

### 浜松市宿泊業の経営力基盤強化支援事業費補助金の募集について

浜松市では、コロナ禍を経て深刻な人手不足に陥る宿泊事業者に対し、業務効率化と雇用の安定を目的として、「浜松市宿泊業の経営力基盤強化支援事業費補助金」を実施します。

記

#### 1. 補助内容

##### (1) 補助対象者

浜松市内に宿泊施設を有する宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。）であって、採用活動や離職防止策等、独自に積極的な人手不足対策に取り組んでいる者

##### (2) 補助の対象及び補助率

別表参照

#### 2. 申請受付期間及び申請方法について

(1) 申請受付期間：令和6年7月1日（月）～令和6年7月31日（水）※消印有効

(2) 申請方法：郵送による申請

※事業計画のご提出→内示通知を経て、交付申請となるため、申請書一式はできるだけ早めのご提出をお願いします。

#### 3. 補助対象期間 交付決定日以降に事業に着手し、令和7年3月10日（月）までに支払処理を済ませた経費

#### 4. その他

(1) 申請書類その他詳細に関しては、浜松市ホームページをご確認ください。

浜松市公式WEBサイト→観光・魅力・イベント→観光振興→観光振興・募集

##### (2) 提出先・お問い合わせ先

浜松市観光・シティプロモーション課（市役所本館6階）

住所：〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

電話：053-457-2295 FAX：050-3730-8899

E-mail：kanko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

##### (3) 静岡県宿泊業の経営力基盤強化事業費補助金について

本補助金は県との並行補助（対象事業費の1/4）であり、市と県を合わせて対象事業費の1/2補助となります。

申請書提出の際は、市の申請書類各1部、県の申請書類各2部の提出をお願いします。  
要綱等詳細は浜松市ホームページをご確認ください。

別表（補助金交付要綱 第4条関係）

区分	事業の内容	事業の要件	対象経費	補助率 (額)
業務効率化・生産性向上	宿泊事業者等がデジタル技術を活用して実施する宿泊施設の生産性向上に向けた取組であって、従業員の離職防止や人手不足の解消に資するものを行う事業		<p>システム導入費及びそれに係る機器等購入費、機器設置費用、委託料、工事請負費等とし、一施設当たり20万円を下限、300万円を上限とする。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <p>(1) 既に実施している事業に係る経費 (2) 補助事業と同一の事業にて、他の助成制度による財政的支援を受けた事業、又は受ける見込みのある事業（静岡県が行う「宿泊業の経営力基盤強化事業費補助金」及び市長が認める場合は除く。） (3) その他デジタル技術の活用として適当と認められない事業に係る経費</p>	補助対象経費の1/4を上限とする。
従業員宿舎施設の更新	宿泊事業者が既存の従業員宿舎施設を解体し、新たな従業員宿舎施設を整備する取組であって、従業員の離職防止や人手不足の解消に資するものを行う事業	固定資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）による耐用年数を経過し、又は損傷、老朽化が激しく、建て替えが必要と認められる従業員宿舎施設であって、現に従業員が入居しているものを所有していること	従業員宿舎施設の更新工事に係る工事請負費及びその他事業の実施に必要と市長が認める経費とし、一戸当たり800万円かつ1事業者当たり8,000万円を上限とする。ただし、次に掲げる経費を除く。	補助対象経費の1/4を上限とする。
従業員宿舎施設の改修	宿泊事業者等が従業員宿舎施設の居住環境設備を改装する取組であって、従業員の離職防止や人手不足の解消に資するものを行う事業	<p>(1) 対象施設が築20年を超過し、かつ、直近3年以内にリフォーム等の内装改修を行った居室でないこと (2) 次のいずれかの工事を含むこと ア 浴室改修 イ トイレ改修 ウ キッチン改修 エ Wi-Fi整備 (ルーター設置のみの工事を除く。)</p>	従業員宿舎施設の改修工事に係る役務費、工事請負費、設計に係る委託料、その他事業の実施に必要と市長が認める経費とし、1戸当たり40万円を下限、100万円を上限、かつ、1事業者当たり1,000万円を上限とする。ただし、次に掲げる経費を除く。	補助対象経費の1/4を上限とする。